

## 規約

### 第 1 条 (名称)

本会の名称は The Japan Association for Ethiopian Linguistics (JAEL) とする。

### 第 2 条 (目的)

本会はエチオピア言語に関する学術的研究成果の発表等を行い、言語研究の発展に寄与することを目的とする。

### 第 3 条 (事業)

本会は以下の事業を行う。

1. 毎年一回 Studies in Ethiopian Languages (SEL) の発行 (ISSN: 2187-1388)
2. その他必要な事業

### 第 4 条 (事務局)

本会の事務局を、山口市吉田 1677-1 山口大学人文学部言語学乾研究室気付に置く。

### 第 5 条 (会員)

本会はエチオピア言語の研究に熱意を有し、本会規約を了承するものをもって構成する。

### 第 6 条 (経費)

本会の経費は、会費、寄付金等を以てこれを充てる。

### 第 7 条 (規約の改正変更)

本会規約の改正変更には、会員の 3 分の 2 以上の賛同を必要とする。

### 付則

本規約は 2012 年 3 月 31 日より発効する。